

国立大学法人東京外国語大学国際 日本研究センター規程

平成 21 年 2 月 24 日
規 則 第 6 号

改正 平成 23 年 6 月 14 日規則第 31 号 平成 24 年 3 月 27 日規則第 71 号
平成 27 年 3 月 24 日規則第 56 号 平成 28 年 3 月 25 日規則第 55 号
令和 4 年 3 月 22 日規則第 29 号 令和 6 年 3 月 26 日規則第 72 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、国際日本研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、本学における日本語教育の方法及びこれを支える日本文化・社会全般に関する教育研究を推進するとともに、学外諸機関との連携・協力を推進する。

(業務)

第 3 条 センターにおいては、日本語教育ならびに日本文化・社会に関わる教育研究に関する次の業務を行う。

- (1) 教育に関すること
- (2) 研究に関すること
- (3) 学外機関との連携事業に関すること
- (4) その他センターの目的に沿った業務

(部門)

第 4 条 センターの業務を遂行するため、部門を置くことができる。

2 前項の部門に必要な事項は、別に定める。

(組織)

第 5 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) その他必要な職員

(研究員等)

第 6 条 センターに、次の研究員等を置くことができる。

- (1) 特任研究員
- (2) センターフェロー

(センター長)

第 7 条 センター長は、本学の専任教員をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

3 センター長は、学長が本学の専任教員のうちから任命する。

4 センター長の任期は、学長が指定した場合を除き、2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることができない。

5 センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第8条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

2 副センター長は、本学専任教員のうちからセンター長による推薦を得て、学長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

4 副センター長に欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター教員)

第9条 センター教員は、本学の教員である者とし、本人の申出に基づきセンター会議において承認する。

2 前項に掲げるセンター教員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

3 センター教員は、センターの業務を処理する。

(幹事会)

第10条 センターの円滑な運営を図るため、センター幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、センターに関する次の次項を所掌する。

(1)センターの事務計画に関すること

(2)センターの予算に関すること

(3)その他センターの運営に関し必要なこと

(幹事会の組織)

第11条 幹事会は、次に掲げる幹事をもって組織する。

(1)センター長

(2)副センター長

(3)センター会議において、センター教員の互選によって選ばれた者3名

(4)その他センター長が必要と認める者若干名

(センター会議)

第12条 センターに、第3条に掲げる業務及び運営に関する重要事項を審議するため、センター会議を置く。

2 センター会議は、センター長、副センター長ならびにセンター教員をもって組織する。

3 センター会議は、センター長が主宰する。

4 センター会議には、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 センターに関する庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。